

山梨県公報

号外第十四号

令和五年

三月二十四日

金 曜 日

目次

○山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第二号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「百分の一」を「百分の三」に改め、同条第二項中「百分の四」を「百分の三」に改める。

第十五条第二項中「千分の九百五十六」を「千分の九百六十七」に改める。

別表第二十九号から第三十一号までを次のように改める。

二十九から三十一まで 削除

別表第三百二十二号から第三百二十六号までを次のように改める。

三百二十二から三百二十六まで 削除

別表第四百十七号の次に次の一号を加える。

第四百十七の二 建築物の容積率の特例認定申請手数料

別表第四百二十一号の次に次の一号を加える。

四百二十一の二 建築物の高さの特例許可申請手数料

別表第四百二十四号の四の次に次の一号を加える。

四百二十四の五 高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料

別表第五百二十三号の十三の次に次の二号を加える。

五百二十三の十四 特定自動運行許可手数料

五百二十三の十五 特定自動運行計画変更許可手数料

第十一号様式中 「 $\frac{4}{100}$ 」を「 $\frac{3}{100}$ 」に改める。

第十四号様式の二中「1,000分の956」を「1,000分の967」に、「956/1,000」を「967/1,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二十九号から第三十一号までの改正規定は、同年三月二十七日から施行する。(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県収入証紙条例施行規則(次項において「新規則」という。)第十一条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる収入証紙の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、同日前に行われた収入証紙の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

3 新規則第十五条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に申請される収入証紙の買戻しについて適用し、同日前に申請された収入証紙の買戻しについては、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番